

県立学校授業料等条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 20 年 7 月 11 日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第 44 号

県立学校授業料等条例の一部を改正する条例

県立学校授業料等条例（昭和 38 年岩手県条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後												
<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この条例は、県立の高等学校（以下「県立高等学校」という。）の授業料、入学選考料、<u>入学料</u>、通信制受講料、聴講料及び寄宿舎料（以下「授業料等」という。）並びに岩手県立こまくさ幼稚園（以下「幼稚園」という。）の保育料、入園選考料及び入園料（以下「保育料等」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(入学選考料の納付方法)</p> <p>第 4 条 県立高等学校に入学を志望する者は、入学選考料を入学願書に添えて納付しなければならない。</p> <p>(入園選考料の納付方法)</p> <p>第 12 条 <u>第 4 条</u>の規定は、幼稚園の入園選考料について準用する。この場合において、「<u>県立高等学校に入学</u>」とあるのは「<u>幼稚園に入園</u>」と、「<u>入学選考料を入学願書</u>」とあるのは「<u>入園選考料を入園願書</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>別表第 1（第 2 条関係）</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この条例は、県立の高等学校（以下「県立高等学校」という。）の授業料、<u>県立の中学校（以下「県立中学校」という。）及び県立高等学校の入学選考料並びに県立高等学校の入学料</u>、通信制受講料、聴講料及び寄宿舎料（以下「授業料等」という。）並びに岩手県立こまくさ幼稚園（以下「幼稚園」という。）の保育料、入園選考料及び入園料（以下「保育料等」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(入学選考料の納付方法)</p> <p>第 4 条 <u>県立中学校又は県立高等学校に入学を志望する者は、入学選考料を入学願書に添えて納付しなければならない。</u></p> <p><u>2 県立中学校に在学する者が、当該県立中学校における教育と一貫した教育を施す県立高等学校に入学を志望するときは、入学選考料を徴収しない。</u></p> <p>(入園選考料の納付方法)</p> <p>第 12 条 <u>第 4 条第 1 項</u>の規定は、幼稚園の入園選考料について準用する。この場合において、「<u>県立中学校又は県立高等学校に入学</u>」とあるのは「<u>幼稚園に入園</u>」と、「<u>入学選考料を入学願書</u>」とあるのは「<u>入園選考料を入園願書</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>別表第 1（第 2 条関係）</p>												
<table border="1"><thead><tr><th data-bbox="147 1342 443 1437">課程等の区分</th><th data-bbox="443 1342 568 1437">授業料</th><th data-bbox="568 1342 696 1437">入学選考料</th><th data-bbox="696 1342 824 1437">入学料</th><th data-bbox="824 1342 952 1437">通信制受講料</th><th data-bbox="952 1342 1079 1437">聴講料</th></tr></thead></table>	課程等の区分	授業料	入学選考料	入学料	通信制受講料	聴講料	<table border="1"><thead><tr><th data-bbox="1160 1342 1451 1437">区 分</th><th data-bbox="1451 1342 1579 1437">授業料</th><th data-bbox="1579 1342 1706 1437">入学選考料</th><th data-bbox="1706 1342 1834 1437">入学料</th><th data-bbox="1834 1342 1962 1437">通信制受講料</th><th data-bbox="1962 1342 2089 1437">聴講料</th></tr></thead></table>	区 分	授業料	入学選考料	入学料	通信制受講料	聴講料
課程等の区分	授業料	入学選考料	入学料	通信制受講料	聴講料								
区 分	授業料	入学選考料	入学料	通信制受講料	聴講料								

全日制	月額 9,900円	2,200円	5,650円		
定時制	[略]				
通信制					
専攻科					
特別専攻科					
聴講生					

<u>県立中学校</u>			<u>2,200円</u>		
<u>県立高等 学校</u>	全日制	月額 9,900円	2,200円	5,650円	
	定時制	[略]			
	通信制				
	専攻科				
	特別専攻科				
	聴講生				

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、平成 20 年 9 月 1 日から施行する。